

JNLA・ASNITE-T(一般)現状報告

2019年度第2回JNLA及びASNITE-T(一般)試験事業者制度説明会

2020年2月25日 (火) : 東京会場
2020年2月27日 (木) : 大阪会場
2020年3月 5日 (木) : 名古屋会場
2020年3月10日 (火) : 福岡会場

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター(IAJapan)製品認定課

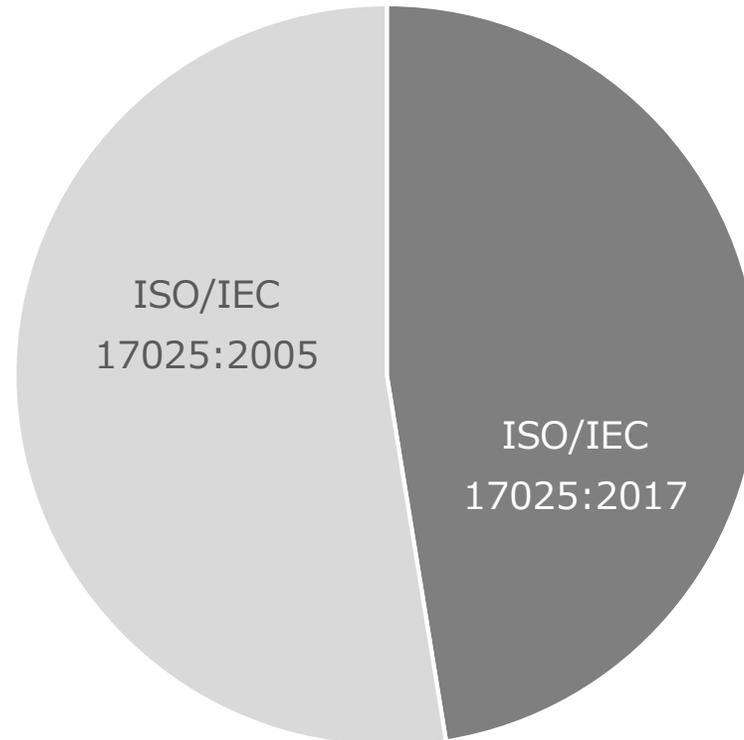
JNLA・ASNITE-T(一般)現状報告：目次

1. ISO/IEC 17025:2017への移行状況：JNLA及びASNITE-T(一般)
2. JNLA公開文書の改正予定
3. JNLA運用の変更
4. ASNITE-T(一般)の概要及び新規スキームのご紹介
5. ASNITE-T(一般)公開文書の改正予定

ISO/IEC 17025:2017への移行状況： JNLA及びASNITE-T(一般)

ISO/IEC 17025:2017への移行方針に基づく審査・検査の進捗状況（2020年2月18日現在）

JNLA及びASNITE-T(一般)試験事業者数：236事業者のうち112事業者（48%）



ISO/IEC 17025:2005 vs ISO/IEC 17025:2017

JNLA



JNLA公開文書の改正予定

JNLA登録の一般要求事項

【改正目的】

2020年4月1日から、産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の施行に伴いJNLA試験証明書の電磁的方法による発行が可能になること等を踏まえ、改正を行います。

【主な改正内容】

- ① JNLA標章付き試験証明書の電磁的方法による発行
- ② 標章を使用しない登録の主張について

JNLA公開文書の改正予定

JNLA認定の一般要求事項

【改正目的】

2020年4月1日から、産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の施行に伴いJNLA試験証明書の電磁的方法による発行が可能になること等を踏まえ、改正を行います。

【主な改正内容】

- ① ILAC MRA組み合わせ認定シンボル付き試験証明書の電磁的方法による発行
- ② ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを使用しない認定の主張について
- ③ 認定の一時停止
- ④ 認定番号を認定識別に変更

JNLA公開文書の改正予定

JNLA登録及び認定の取得と維持のための**手引き** (1/2)

【改正目的】

JNLA登録及び認定の一般要求事項に関連した事項を反映するとともに、2020年4月1日から、JNLA登録（更新）申請及び各種届出について、NITEが構築したオンラインシステム「認定申請及び審査に係る業務システム」による提出手続き等について規定します。

また、法改正によるJNLAの登録対象となった「電磁的記録試験」の申請手続き等について追記します。

【主な改正内容】

- ① 試験事業者の登録に係る手続き
- ② 「電氣的記録試験」の登録を受けようとする場合に提出が必要な書類等について追記
- ③ **登録試験事業者の変更手続き**
- ④ 試験事業者の登録の更新手続きについて分離し、新たな項として記載
「登録（更新）にかかる手続き」→「登録申請手続き」、「登録の更新申請手続き」
- ⑤ 第2部「試験事業者の認定等に係る手続き」についても、上記①から④を反映

JNLA公開文書の改正予定

JNLA登録及び認定の取得と維持のための**手引き** (2/2)

③ 登録試験事業者の変更手続き

- a. 代表者の変更は届出の対象であることを追加
- b. 試験室の改修、試験設備の変更等にかかる変更届の際、必要に応じて画像データ、測定データ、機器の校正証明書の提出を求めることを追加
(場合によっては、現地で確認する場合があります。)

JNLA運用の変更：2020年度から実施

【立会試験】

NITE認定センターが準備する試料を用いて、

- ① 立会試験を実施していただく場合があります。
- ② 現地審査で試験を完了できない場合は、事前に試験を実施していただき、試験結果を確認する場合があります。

【立入検査】

試験事業者評定委員会において、登録試験事業者の評定の際、「登録更新を承認するが、不適合事項の是正状況等の継続的な確認のため、次年度以降に現地確認すること」と留意事項が付された場合。（場合によっては、無通告で立入検査を実施する場合があります。）

ASNITE試験(一般)



ASNITE試験(一般)の概要

ASNITE試験 (一般) とは？

製品輸出に係る海外政府の規制に基づく試験を国際・海外試験規格を用いて行う試験所などであって、JNLAでは対応できない試験事業者の認定プログラム。

ASNITE*は分野毎にプログラムがあり「試験」は**ASNITE-T**で識別しています。

ASNITE-T (一般)

ASNITE-T (環境) 【化学製品、環境】

ASNITE-T (IT) 【情報技術】

ASNITE-C 校正事業者

ASNITE-R 標準物質生産者

ASNITE-Product 製品認証機関

*ASNITE: Accreditation System of National Institute of Technology and Evaluation

ASNITE-T(一般)：認定スキーム一覧

OIML (非自動はかり、ロードセル)	OIML加盟国が他の加盟国で発行したOIML証明書を相互に受入れ、活用する仕組み、試験機関はISO/IEC 17025等の試験機関に求められる要求事項を満たす必要があります
特定計量器 (非自動はかり)	型式承認の申請者は、ASNITE認定を受けた試験所の試験結果の証明書を添付し申請を行い、産総研での試験を省略し、型式承認を受けることが可能
計量法に基づく特定計量器検定検査規則 (電力量計)	検定検査規則681条、725条で規定する試験
電池類試験等	IEC規格、韓国電気用品安全管理法電気用品安全基準
エネルギースタープログラム (ディスプレイ試験、画像機器試験、 コンピュータ試験、テレビ試験、照明器具試験)	米国 環境保護庁 (EPA) が運営する省エネルギー促進のための環境ラベリング制度
系統連携試験 (パワーコンディショナー)	タイ首都圏配電公社 (MEA)、タイ地方電力公社 (PEA) の試験規格
EHEDG (食品加工装置)	欧州衛生工学・設計グループの試験基準
2020年3月中旬までに新規スキーム公開予定	XXXX機器試験 (IEC規格)

ASNITE-T(一般)：新規スキーム

- ◆ 試験依頼において、海外に輸出するために輸出先の試験規格又は IEC規格はあるがJIS化されていない試験規格において「ILAC MRA付きの試験報告書を発行できますか？」とご相談があった場合で且つ自社でその試験が実施可能なときは、認定センター製品認定課に先ずはご相談ください。

注意

- ・他の認定機関（JAB等）でその試験の申請を受け付けていない場合に限りです。
- ・新規スキームの立ちあげには1年程度を要する場合があります（表1）。
- ・経済産業省が政策的にNITEが実施することが適切と判断する必要があります。

表1 : ASNITE-T (一般) の新規スキームの立ちあげに関して

該当する試験のニーズ調査

技術専門家及び評定委員の確保

スキーム文書、ASNITE試験方法区分一覧等の作成
該当する場合は特定要求事項文書の作成

JNLA等〇〇分科会での審議

JNLA等技術委員会での審議

パブリックコメント

新規スキーム文書等のHP公開、申請受付開始

ASNITE-T(一般)公開文書の改正予定

【改正目的】

新たに追加した認定プログラムに係わる事項及びIAJapanの認定プロセスの見直しに伴う事項を反映するために、以下の文書の改正・制定を行います。

1. ASNITE試験事業者認定の一般要求事項 → 改正
2. ASNITE試験事業者認定のの取得と維持のための手引き → 改正
3. ASNITE試験方法区分一覧 → 改正

改正される公表文書は、準備が整い次第、IAJapanのホームページに公開します。



ご静聴ありがとうございました。

ASNITE-T（一般）に関するご相談は
先ずは製品認定課の貴社担当者にお問い合わせ致します。

認定センター（IAJapan）ホームページ
<https://www.nite.go.jp/iajapan/index.html>

JNLAホームページ
<https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/index.html>

ASNITEホームページ
<https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/index.html>